

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月5日 神戸地方法務局龍野支局 登記官 森崎良枝

記

- 1 手続番号
第1408-2025-0006号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
兵庫県宍粟市山崎町野々上字上地520番1